

障害者自立支援法の見直しを求める意見書

平成18年に施行された障害者自立支援法の円滑な運用のため、これまでに、利用者負担の軽減措置、事業者に対する激変緩和措置、新法移行のための緊急措置の3つの柱からなる特別対策が講じられてきた。一方、この支援法は、法施行3年後を目途に検討を加え必要な見直しを行うこととされていることから、見直しの全体像や介護保険制度との関連、利用者負担の在り方などが議論されているところである。

よって、国会及び政府においては、障害者自立支援法の見直しに当たっては、利用者負担などで障がい者団体に寄せられた切実な声を十分に踏まえ、下記の点について、適切な見直しを行うよう強く要望する。

記

- 1 介護保険制度との統合を前提とせず、あくまでも障がい者施策としての在るべき仕組みを考察すること。
- 2 最大の課題である利用者負担については、応能負担に改めるなど、特別対策や緊急措置によって改善された現行水準を継続しつつ、これまでの経緯を踏まえ見直すこと。
- 3 福祉サービスの新体系への移行が円滑に進まない現状を踏まえ、施設利用要件の見直しを行うこと。
- 4 障がい者の範囲について、発達障がいや高次脳機能障がいが障害者自立支援法の対象となることを明確化し、障がい程度区分についても、身体、精神、知的、発達障がいなどの障がい特性を反映する見直しを行うこと。
- 5 地域生活支援事業は、障がい者が地域で暮らすために必要な自立支援給付とし、移動支援やコミュニケーション支援についても充実を図ること。
- 6 福祉的就労を支援するとともに、雇用施策との関係を含め議論を深めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員